

ばく露管理：濃度基準値の適用

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

技術上の指針での濃度基準値設定物質のばく露管理に係る8時間濃度基準値及び短時間濃度基準値の適用について下記に示しました。

8時間濃度基準値及び短時間濃度基準値の適用

物質	濃度基準値の適用
8時間濃度基準値設定物質	8時間時間加重平均値は、8時間濃度基準値を超えてはならない。
*短時間濃度基準値未設定物質	*8時間濃度基準値が定められており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく露における15分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超える場合にあっては、当該ばく露の15分間時間加重平均値が8時間濃度基準値の3倍を超えないように努める。
短時間濃度基準値設定物質	15分間時間加重平均値は、短時間濃度基準値を超えてはならない。
*8時間濃度基準値設定物質	*8時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が定められているものについて、当該物のばく露における15分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあっては、当該ばく露の回数が1日の労働時間中に4回を超えず、かつ、当該ばく露の間隔を1時間以上となるように努める。
*天井値設定物質	*短時間濃度基準値が天井値として定められているものは、当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないように努める。

kes サポート

課題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援